

申込書に精液ラベルを貼らないようにお願いします

血統登録申込みでは、血統登録申込書と授精証明書の提出が必要ですが、以下の場合は授精証明書の提出が省略できます。

- ①自家授精の場合
- ②授精を行った授精師(または獣医師)と登録委員が同一人物の場合
- ③授精を行った授精師(または獣医師)と登録委員が同一組織に所属する場合

このとき、当協会ではこれまで血統登録申込書の右側に家畜人工授精用精液証明書(以下、精液ラベル)の貼付をお願いしてきました。

しかし、家畜改良増殖法では、授精師(または獣医師)は授精した雌畜の飼養者等から授精証明書の交付を要求されない場合は、精液ラベルを家畜人工授精簿に添付することと定められておりますので、今後は血統登録申込書に精液ラベルの原本を貼付しないでください。また、同様に事故回答用紙にも精液ラベルの原本を貼付しないでください。

当協会の認識不足およびこの度の変更については関係各位にお詫びを申し上げるとともに、今後は血統登録申込み時に授精証明書の提出を省略するときは、下記のようにご注意くださいようお願い申し上げます。

①自家授精の場合

申込書(表紙)の「家畜人工授精用精液証明書番号」欄に「90020 JP5H5552SX」を記入している様子を示す。この欄は赤枠で囲われ、黒い矢印が「②必ず記入してください！」の指示文へと伸びる。

①精液ラベルを貼付しないでください!

申込書の右側に貼られた「家畜人工授精用精液証明書」(精液ラベル)の左肩に「90021 JP5H5552SX」が記入されている様子を示す。このラベルは赤斜線のパターンで覆われ、黒い矢印が「①精液ラベルを貼付しないでください!」の指示文へと伸びる。

②必ず記入してください!

- ・「家畜人工授精用精液証明書番号」記入欄
⇒精液ラベルの左肩に記載の証明書番号
- ・「種雄牛登録番号または略号」記入欄
⇒精液ラベルに記載の登録番号または略号

事故回答用紙も同様にお願いします

事故回答用紙の「家畜人工授精用精液証明書番号」欄に「90021 JP5H5552SX」が記入されている様子を示す。この欄は赤枠で囲われ、黒い矢印が「事故回答用紙も同様にお願いします」の指示文へと伸びる。

お問い合わせ先：一般社団法人 日本ホルスタイン登録協会 事業部登録課
TEL：03-3383-2501 Mail：hcaj@hcaj.or.jp

裏面 Q&A に続く

「授精証明書省略時の精液ラベル取扱いのお願い」Q&A

Q1.授精証明書にも精液ラベルを貼ってはいけないのか？もしくは剥がす必要があるのか？

⇒A1.今回の件は、授精証明書以外の「申込書」や「事故回答用紙」に精液ラベルを貼らないことのお願いです。授精証明書に貼付された精液ラベルは剥がさないでください。

Q2.過去に精液ラベルを貼付して日ホ協に送った申込書の取扱いはどうなるのか？

⇒A2.直近で登録処理を行っている申込書に精液ラベルが貼付されているものは、血統登録証明書の発行とともに返付いたします。

また、令和6年度内を目途に、当協会では保管している過去3～5年間分の申込書類の中から、血統登録申込書または自動登録の事故回答用紙に、授精師の免許番号（または獣医師の登録番号）の記入があり、かつ精液ラベルが貼付されているものを抜き出して、まとめて返付いたします。お手数をおかけしますがご承知おきください。

Q3.日ホ協から精液ラベルが貼付された申込書が返付されてきたら、精液ラベルを剥がして、申込書をまた日ホへ再送付するのか？

⇒A3.再送付する必要はありません。当協会では予め申込書類をスキャンして画像データで保管しております。

Q4.自家授精の場合も精液ラベルは貼付してはいけないのか？

⇒A4.「授精師(または獣医師)の免許を持っている方」が自家授精を行っている場合は、精液ラベルを申込書に貼付しないで家畜人工授精簿に添付して保管してください。

また、免許を持っていない場合でも、精液ラベルは授精した方が保管するのが適切ですので、授精したご本人が保管するようにお願いいたします。

Q5.自家授精を行った農家が授精師の免許を持っている場合、これまで通り授精証明書の提出を省略できるのか？それとも、今後は授精証明書を作成して提出した方が良いのか？

⇒A5.「自家授精の場合は授精証明書の提出を省略できる」という運用自体はこれまで通り変わりません。ただし、申込書には精液ラベルを貼付しないで、申込書の左下の授精関係記入欄に、「家畜人工授精用精液証明書番号」と「種雄牛登録番号または略号」の記入欄は必ず記入してください。

Q6.今後は自家授精の農家に、「授精師の免許を持っているかどうか」を確認した上で、申込書を作成しなければならないのか？

⇒A6. 自家授精の場合に、あえて授精師(または獣医師)の免許の有無を確認する必要はありません。授精師(または獣医師)の免許を持っている・いないに関わらず、自家授精で授精証明書の提出を省略する場合は、申込書には精液ラベルを貼付しないで、申込書の左下の授精関係記入欄に、「家畜人工授精用精液証明書番号」と「種雄牛登録番号または略号」の記入欄は必ず記入してください。

Q7.学校や畜産試験場などからの登録申込書で、これまで申込書の左下の「自家授精」に○を付けて授精証明書の提出を省略していた場合はどうすれば良いか？

⇒A7.「自家授精の場合は授精証明書の提出を省略できる」という運用自体はこれまで通り変わりません。ただし、申込書には精液ラベルを貼付しないで、申込書の左下の授精関係記入欄に、「家畜人工授精用精液証明書番号」と「種雄牛登録番号または略号」の記入欄は必ず記入してください。